算式の符号
a　次の算式によつて算定した額
算式
（a1×0.02）＋｛((a2＋a3）－7,000×（a4×a5））×0.03＋（(a4×a5）×140)｝
算式の符号
a1　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計㈠」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
a2　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え１,000万円以下の金額」、表頭「小計㈠」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
a3　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「１,000万円を超える金額」、表頭「小計㈠」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
a4　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え１,000万円以下の金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数
a5　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「１,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数
b　次の算式によつて算定した額
算式
｛(b1／0.9）／0.06｝／b2×0.02×0.9×b2
算式の符号
b1　市町村税課税状況調第20表の表側「平成19年度」のうち「計」、表頭「税額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
b2　市町村税課税状況調第20表の表側「平成19年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数
c　次の算式によつて算定した額
算式
｛(c1／0.012）×0.008｝＋｛((c2＋c3）／0.006）×0.004｝＋｛(c4／0.12）×0.１｝＋｛((c5＋c6）／0.4）／３｝＋c7
算式の符号
c1　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c2　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下の金額」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c3　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「税額控除額」のうち「配当控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c4　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「外国税額控除」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c5　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「配当割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c6　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「合計」、表頭「株式等譲渡所得割額の控除額」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額
c7　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。
d　次の算式によつて算定した額
算式
（d1／d2）×0.99365
算式の符号
d1　前項の規定によつて算定した額
d2　改正前の省令第12条の２第１項の規定によつて算定した額

附則第十三条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二号中「平成19年度」を「平成20年度」に改める。

附則第十三条の二中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二号中「平成19年度」を「平成20年度」に改める。

附則第十三条の三及び附則第十三条の四中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則第十四条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二号中「平成19年度」を「平成20年度」に改める。

附則第十四条の二及び附則第十四条の三を次のように改める。

第十四条の二及び第十四条の三　削除

附則第十四条の九第一項算式及び算式の符号を次のように改める。
算式
｛(132,200円×α）×Ａ＋Ｂ－Ｃ－Ｄ｝×0.731－Ｅ×0.75
算式の符号
Ａ　第31条第３項第１号の算式の符号Ａに同じ。
Ｂ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｃに同じ。
Ｃ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。
Ｄ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｅに同じ。
Ｅ　第31条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。
α　第31条第３項第１号の算式の符号αに同じ。

附則第十四条の九第二項中「0.998」を「0.990」に、「1.025」を「0.982」に、「1.065」を「0.990」に改め、同項算式の符号を次のように改める。
算式の符号
a　次の算式によつて算定した額
算式
（a1×0.03）＋｛(a2－2,000×a3）×0.08＋（a3×60)｝＋｛((a4＋a5）－7,000×（a6＋a7））×0.1＋（(a6＋a7）×460)｝
算式の符号
a1　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円以下の金額」、表頭「小計㈠」欄の当該市町村の額
a2　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」、表頭「小計㈠」欄の当該市町村の額
a3　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「200万円を超え700万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数
a4　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下の金額」、表頭「小計㈠」欄の当該市町村の額
a5　市町村税課税状況調第59表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計㈠」欄の当該市町村の額
a6　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下の金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数
a7　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該市町村の数